

労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の 被扶養者の認定における年間収入の取扱いに係るQ&A

令和8年4月8日現在

1. 今回の取扱いにより何が変わりますか。

令和8年4月1日以降、認定対象者の年間収入について、就業調整対策の観点から、被扶養者認定の予見可能性を高めるため、労働契約段階で見込まれる収入を用いて被扶養者の認定を行うこととするものです。

そのため、労働契約に明確な規定がなく労働契約段階では見込み難い時間外労働に対する賃金等は、被扶養者の認定における当該年の年間収入には含まないこととなります。

2. 年間収入には含まないこととなった時間外労働に対する賃金等の上限はあるか。

上限はありません。

ただし、臨時収入の支給を前提として、労働契約において賃金、労働時間等を不当に低く記載していると共済組合が判断した場合等は、遡って取消対象となります。

3. 扶養認定時、申告方法はどのようになるか。

本組合では、現行においても、労働基準法第15条の規定に基づき交付される「労働条件通知書」（以下「通知書」という。）等の契約内容が確認できる書類にて、被扶養者の認定可否を審査していますが、通知書等のみで審査を受けようとする場合、次のことが必要となります。

- ・通知書等により時給・労働時間・日数等を用いて算出した額が、収入要件の範囲以内であること
- ・認定対象者に「給与収入以外に収入がない」こと
- ・認定対象者自ら「給与収入以外に収入がない」ことを申し立てること

※ 書面の名前が労働条件通知書でなくとも、収入要件の範囲以内であることが算出できるものが発行されていれば同様の扱いとします。

※ 「シフト制」など年間収入が算出できない場合は、従来どおり、給与支払証明書等を提出してください。

4. パート・アルバイト先から通知書等が出ていない場合はどうなるか。

従来どおり、給与支払証明書等を提出してください。

5. 通知書等のほかに事業主による何らかの証明書が必要か。

必要ありません。

6. 通知書等の労働条件（労働時間、日数等）に幅がある場合の年間収入見込み額の計算方法はどのようにすればよいか。

一番低い労働条件を用いて計算して年間収入を見込むこととなります。

（例：1日の労働時間が6～8時間の場合、6時間・月の日数が10～15日の場合、10日）

7. 認定時に通知書等を提出した者の給与収入調査の取扱いはどうなるか。

認定された年の給与収入に対する調査（翌年1月）は対象としませんが、翌年以降の収入は調査（翌々年1月）対象となります。

また、年の途中で初めて勤務を開始したことを通知書等及び上記3の申立て（任意の様式）により申告した場合も同様です。

8. 認定時に勤務先2か所分の通知書等を提出し、認定された者の給与収入調査の取扱いはどうなるか。

勤務先が2か所以上であっても、認定された年の給与収入に対する調査（翌年1月）は対象としませんが、翌年以降の収入は調査（翌々年1月）対象となります。

なお、認定時に通知書等（1か所目）を提出し認定された者が、その年の途中で認定時以外の勤務先（2か所目）について通知書等及び上記3の申立て（任意の様式）により申告した場合は給与収入調査の対象となります。ただし、1か所目の勤務先を退職している場合は除きます。

9. 通知書等により認定された者が、認定された年に勤務先を退職又は扶養取消する場合、申告書に給与支払証明書を添付する必要はあるか。

必要ありません。

ただし、勤務先を退職した場合は、退職日が確認できる書類の提出は必要です。

10. 今回の取扱いにより、人手不足による労働時間延長等に伴い一時的に限度額を超えた場合に提出する「一時的な収入変動に係る事業主の証明書」の取扱いに変更はあるか。

変更はありません。